

2023年3月1日

株主各位

第40回定時株主総会招集ご通知に際しての その他電子提供措置事項(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://www.cosmobio.com/jp>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。



人と科学のステキな未来へ

コスモ・バイオ株式会社

業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針を取締役会で決議しており、その体制並びに運用状況の概要は下記のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社代表取締役社長は、法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを、当社グループ取締役及び使用人に明示し、定期的な研修を実施する。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守するとともに、企業倫理及び社会的責任を定めた企業倫理規程及び附則の企業行動指針に則り職務を執行する。
- ③ 当社は、企業倫理委員会の下にコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス推進者を置き、当社グループのコンプライアンス、企業倫理及び社会的責任の構築、維持・向上に努める。
- ④ 企業倫理委員会は、コンプライアンスの状況等につき監視し、適切な指導、改善勧告を行う。
- ⑤ 当社は、代表取締役社長直轄の監査室を置き、監査担当者は内部監査規程に基づいて当社グループの職務執行に関する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。また、代表取締役社長は監査結果を取締役会に報告する。

【運用状況】

当社及び子会社では、企業倫理委員会を定期的に開催するとともに、企業倫理に関する集合研修を実施しております。また、代表取締役の競業取引・利益相反取引については、それぞれの取締役会において承認し、適時適切に取締役会への報告を行っております。

なお、業務の適正を確保するための体制として、主要な子会社において企業倫理規程、企業行動指針、内部通報規程を制定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。取締役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

【運用状況】

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等、取締役の職務執行に係る文書・記録について、法令及び社内規程の定めに基づき、保存期間を設定のうえ適切に保存しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループのリスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
- ② 当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ③ リスク管理委員長は、当社グループのリスク管理につき、取締役会に報告する。

【運用状況】

当社グループのリスク管理を規定するリスク管理規程を定め、定期的にリスク管理委員会を開催することにより、企業価値の持続的な向上の障害となる要素を監視し、予防的対処を継続しております。

当事業年度においては、経営リスクの継続的モニタリングや、新たなリスクの洗い出し及びその対策を実施、また、当社グループのリスク管理を実施する委員に対し教育研修を実施しました。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、当社グループの経営計画及び予算を策定し、各取締役及び各部門は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ② 業務執行のうち重要な経営判断が求められるものについては、当社幹部会及び当社取締役会にて審議し、合議制を基本として決定する。

【運用状況】

当社グループは、3ヶ年の経営計画を策定し、毎期ローリングを行い、幹部会及び取締役会の承認を得ております。

当事業年度においては、3ヶ年の最終年度として現状の確認と分析を行った上で次期3ヶ年の経営計画を策定し、幹部会及び取締役会の承認を得ました。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社からの報告を受け、重要な業務執行については、当社が承認を行う。

【運用状況】

当社は、子会社より、当社幹部会において月次の営業報告、或いは月次レポートの提出を受けております。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するためのその他の体制

- ① 当社は、当社グループの運営面で、すべてのステークホルダーに対し、説明責任を負うことを認識する。
- ② 当社は、当社グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて企業倫理委員会の開催及び内部監査部門による内部監査を行う。

【運用状況】

当社では、関係会社管理の部署を企画部と定め、関係会社管理を行っております。子会社からは月次の営業報告・財務報告を入手し状況把握をしております。また、主要な子会社に対し内部監査を行っております。

(7) 当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会からの要求がある場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、必要な人員を配置する。

- ② 当該使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- ③ 当該使用人は、監査等委員会からの監査業務の指示に基づく職務執行において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けない。

【運用状況】

監査等委員からの要求がある場合には、監査等委員の職務を補助する使用人を置くこととしております。

(8) 当社グループの取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下、本条において「取締役及び使用人等」という。）等が当社の監査等委員会に報告をするための体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人等は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生する恐れがある時、或いは取締役及び使用人等による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査等委員会に報告すべき事項が生じた時は、速やかに報告する。
- ② 監査等委員は、重要な経営判断が求められる会議に出席する。
- ③ 当社代表取締役社長が決裁した重要事項は、監査等委員会に報告する。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、業務及び財産の状況の調査に協力する。
- ⑤ 当社グループは、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

【運用状況】

当社監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や内部監査部門と適宜情報交換や、資料収集をしています。また、当社の取締役会において、四半期毎に子会社管理を含めた業務執行状況報告を受けております。

(9) 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。

【運用状況】

監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務については、適切に運用しております。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役及び取締役会は、取締役の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
- ② 当社代表取締役社長は、監査等委員との意思疎通を図るために、監査等委員との定期的な意見交換を行う。
- ③ 当社は、当社グループにおける監査等委員、監査役、会計監査人、内部監査人相互の緊密な連携及び情報交換を推進する。

【運用状況】

代表取締役社長は、定期的に監査等委員との意見交換を行っております。また、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会、会計監査人及び内部監査人が相互に連携して情報交換を行っております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 当社は、反社会的勢力排除につき、企業倫理規程に明文化する。反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力対応担当役員をおく。対応に際しては、代表取締役社長以下、組織全体として対応する。
- ② 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。また、不当要求の際には、民事と刑事の両面から法的対応を行い、対応する従業員の安全を確保する。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
- ④ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

【運用状況】

当社は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

「企業倫理規程」で反社会的勢力排除への対応ルールを定め、総務部を対応部署として運用しております。取引先と締結する契約書等は、取引先に反社会的勢力と関わりがあること等が判明した場合には、契約を解除できる等の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主		資 本		株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2022年1月1日 首残高	918	1,258	5,274	△239	7,212
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△232		△232
親会社株主に帰属する当期純利益			517		517
自己株式の処分		1		22	24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	1	285	22	309
2022年12月31日 期末残高	918	1,260	5,560	△216	7,521

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2022年1月1日 首残高	559	7	8	574	532	8,319
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△232
親会社株主に帰属する当期純利益						517
自己株式の処分						24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△45	△17	19	△44	32	△11
連結会計年度中の変動額合計	△45	△17	19	△44	32	298
2022年12月31日 期末残高	513	△10	27	530	565	8,617

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 ビーエム機器株式会社
COSMO BIO USA,INC.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 株式会社プロテインテック・ジャパン
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社プロテインテック・ジャパン
- ・持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券……………償却原価法
- 関係会社株式……………移動平均法に基づく原価法
- その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分額を純額で取り込む方式によっております。

b. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

ｃ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
製品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原材料	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕掛品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品	先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15～34年

車両運搬具……………2～4年

工具、器具及び備品……………5～6年

機械及び装置……………8年

無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはライフサイエンス関連を主な事業とし、研究用試薬を中心とした仕入商品の販売収入、自社製品の製造販売収入及び創薬研究支援・受託サービスの販売収入を得ており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（研究用試薬等の商品及び製品販売による収入）

研究用試薬等の商品及び製品販売による収入は、研究用試薬等に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足されることから、通常は商品及び製品が顧客に検収された時点で収益を認識しますが、国内の販売においては、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から販売奨励金等を控除した金額で測定しております。

なお、機器販売に伴う保守・据付サービス等に係る収益については、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当すると判断し、顧客から受け取る対価の総額から外注業者に対する支払額を差し引いた純額で収益を測定しております。

研究用試薬等の商品及び製品販売の履行義務に対する対価は履行義務が充足したのち、別途定める支払条件により、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(創業研究支援・受託サービスの販売収入)

創業研究支援・受託サービスの販売による収入は、創業研究支援・受託サービスに対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足されることから、役務提供が完了し顧客に検収された一時点で収益を認識しております。

創業研究支援・受託サービスの販売履行義務に対する対価は履行義務が充足したのち、別途定める支払条件により、概ね1年以内に受領しております。契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を契約負債（前受金）として認識しており、当該前受対価に係る契約について収益を認識時点で取り崩しております。

⑥ ヘッジ会計の処理方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象……………外貨建予定取引
- ・ヘッジ方針 取締役会にて承認された為替予約方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ・ヘッジの有効性 予定取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。
- 評価の方法

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

保守・据付サービス等に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から外注業者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を売上高に計上しております。

② 変動対価に係る収益認識

顧客に対して支払う販売奨励金について、従来は、販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高が58百万円減少、売上原価が19百万円減少及び販売費及び一般管理費が38百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2

項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。
 これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

棚卸資産（貯蔵品除く） 1,127百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結会計年度末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、取得から一定期間を経過した棚卸資産については、過去の出荷実績等合理的と考えられる指標に基づき、経過年数に応じて定期的に帳簿価額を切り下げております。

当社の主力市場である基礎研究用試薬等の需給状況の変動により、需要が想定より悪化し正味売却価額が著しく下落した場合、また取得からの経過年数が増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 726百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	6,048,000	-	-	6,048,000

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	256,144	2,432	△23,900	234,676

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①2022年3月23日開催の定時株主総会におきまして、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	139百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金額	24円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月24日

②2022年8月4日開催の取締役会におきまして、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	93百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金額	16円
基準日	2022年6月30日
効力発生日	2022年9月9日

(5) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年3月23日開催の定時株主総会におきまして、次の決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	116百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金額	20円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年3月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な剰余金は安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は銀行借入を用いる方針です。デリバティブは、事業活動上生じる為替変動リスクを軽減する目的で行っており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金残高の範囲内にあります。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約及び通貨オプションを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプションであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約及び通貨オプションを利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めたデリバティブ取引管理規程に従うこととしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	798	793	△5
② その他有価証券	1,285	1,285	－
資産計	2,084	2,078	△5
デリバティブ取引（＊）	(47)	(47)	－

(＊) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
非上場株式	45百万円
投資事業組合出資	16百万円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観測可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,285	－	－	1,285
デリバティブ取引	－	(47)	－	(47)

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	—	793	—	793

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき評価しているため、その評価をレベル2の時価に分類しております。

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券の時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき評価しているため、その評価をレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1)収益の分解情報

当社グループは、ライフサイエンス関連事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
研究用試薬（創薬研究支援・受託サービス含む）	7,365百万円
機器	2,086百万円
臨床検査薬	101百万円
顧客との契約から生じる収益	9,553百万円
その他の収益	－百万円
外部顧客への売上高	9,553百万円

(2)収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、財又はサービスの引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の「契約負債」に計上しております。当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、10百万円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,385円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 89円13銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
					別 積 立 金	途 金				
2022年1月1日期首残高	918	1,221	6	1,228	21	1,000	3,987	5,009	△239	6,917
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△232	△232		△232
当 期 純 利 益							435	435		435
自 己 株 式 の 処 分			1	1					22	24
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	1	1	-	-	203	203	22	228
2022年12月31日期末残高	918	1,221	8	1,230	21	1,000	4,191	5,213	△216	7,145

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年1月1日期首残高	559	7	566	7,484
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△232
当 期 純 利 益				435
自 己 株 式 の 処 分				24
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△45	△17	△63	△63
事業年度中の変動額合計	△45	△17	△63	164
2022年12月31日期末残高	513	△10	503	7,648

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法

関係会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分額を純額で取り込む方式によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15年

工具、器具及び備品……………5～6年

機械及び装置……………8年

無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社はライフサイエンス関連を主な事業とし、研究用試薬を中心とした仕入商品の販売収入、自社製品の製造販売収入及び創業研究支援・受託サービスの販売収入を得ており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(研究用試薬等の商品及び製品販売による収入)

研究用試薬等の商品及び製品販売による収入は、研究用試薬等に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足されることから、通常は商品及び製品が顧客に検収された時点で収益を認識しますが、国内の販売においては、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から販売奨励金等を控除した金額で測定しております。

なお、機器販売に伴う保守・据付サービス等に係る収益については、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当すると判断し、顧客から受け取る対価の総額から外注業者に対する支払額を差し引いた純額で収益を測定しております。

研究用試薬等の商品及び製品販売の履行義務に対する対価は履行義務が充足したのち、別途定める支払条件により、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(創業研究支援・受託サービスの販売収入)

創業研究支援・受託サービスの販売による収入は、創業研究支援・受託サービスに対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足されることから、役務提供が完了し顧客に検収された一時点で収益を認識しております。

創業研究支援・受託サービスの販売履行義務に対する対価は履行義務が充足したのち、別途定める支払条件により、概ね1年以内に受領しております。契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を契約負債（前受金）として認識しており、当該前受対価に係る契約について収益を認識時点で取り崩しております。

(5) ヘッジ会計の処理方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約、通貨オプション
 - ヘッジ対象……………外貨建予定取引
- ・ヘッジ方針 取締役会にて承認された為替予約方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ・ヘッジの有効性 予定取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。
- 評価の方法

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

保守・据付サービス等に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から外注業者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を売上高に計上しております。

②変動対価に係る収益認識

顧客に対して支払う販売奨励金について、従来は、販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高が35百万円減少、売上原価が1百万円減少及び販売費及び一般管理費が34百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度計上額

棚卸資産(貯蔵品除く) 413百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業年度末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、取得から一定期間を経過した棚卸資産については、過去の出荷実績等合理的と考えられる指標に基づき、経過年数に応じて定期的に帳簿価額を切り下げております。

当社の主力市場である基礎研究用試薬等の需給状況の変動により、需要が想定より悪化し正味売却価額が著しく下落した場合、また取得からの経過年数が増加した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 587百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 280百万円

② 短期金銭債務 9百万円

(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算システムの一部についてはリース契約により使用しております。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	688百万円
売上高	653百万円
仕入高	13百万円
販売費及び一般管理費	21百万円
営業取引以外の取引高	50百万円
営業外収益	50百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末の株式数(株)
普通株式	256,144	2,432	△23,900	234,676

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4百万円
退職給付引当金超過	136
投資有価証券評価損	59
資産除去債務	15
長期未払金	2
その他	19
繰延税金資産小計	237
評価性引当金	△65
繰延税金資産合計	172
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	11
その他有価証券評価差額金	226
繰延税金負債合計	238
繰延税金負債の純額	△66

9. 関連当事者との取引に関する注記

- 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	COSMO BIO USA, INC.	(所有) 100.0	兼任2名 (取締役2名)	日本国内商品の卸売 自社製品の販売 情報収集業務委託	商品仕入	9	買掛金	0
					商品販売	644	売掛金	166
連結子会社	ピーエム機器 株式会社	(所有) 67.8	兼任3名 (取締役2名) (監査役1名)	商品の卸売 管理部門業務の受託	商品仕入	3	買掛金	0
					商品販売	8	売掛金	0
					資金の貸付	100	短期貸付金	100

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社への売上高及び仕入高等については、市場価格を参考に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 貸付金の利息につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,315円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円08銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。